

# お茶の水はりきゅう専門学校学則

令和8年4月

学校法人 都築学園

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、社会の要請に応えるため、学校教育法及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等の関係法令に基づき、はり師きゅう師養成施設としてはり師、きゅう師の業務に従事する有為な人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、お茶の水はりきゅう専門学校という。

### (位置)

第3条 本校の位置を東京都文京区湯島1丁目3番地6号に置く。

### (自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、毎年度、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

### (課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼	医療専門課程	はり師きゅう師学科	3年	28名	84名	3	
夜	医療専門課程	はり師きゅう師学科	3年	28名	84名	3	
計				56名	168名	6	

2 休学等あらかじめ承認を受けた場合を除き、在学年数は修業年限の2倍までとする。

3 留年は、在学中各学年で1回に限る。

### (学年、学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日から9月上旬まで

(2) 後期 9月下旬から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏季休業日 年度学年暦年間スケジュール表で示す
- (4) 冬季休業日 同上
- (5) 春季休業日 同上
- (6) 学園創立記念日 10月20日
- (7) その他特に定めた日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、予備日、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・単位数〔授業時数〕)

第8条 本校の教育課程は、医療関係の専門課程とし学科の単位数〔授業時数〕は別紙第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第9条 本校の各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定める時間の授業をもって1単位とし、単位数を計算するものとする。

- (1) 講義・演習 20時間
- (2) 実験、実習及び実技 40時間
- (3) 臨床実習 45時間

(他の専修学校等における履修等の認定)

第10条 本校在学中における他の専修学校専門課程の履修、又は専修学校以外の教育施設(大学、短期大学、高等専門学校)の学修が、本校の教育上有益と認められる場合は、本校課程の修了に必要な総単位数〔総授業時数〕の2分の1を超えない範囲で授業科目とみなすものとする。

2 前1項の規定は、本校入学前の履修又は学修についても適用する。但し、前1項と合わせて本校課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲の授業科目とする。

3 前第1項及び第2項に規定する履修又は学修を本校課程の授業科目と認定する手続きは、別に校長が定める。

(始業時刻及び終業時刻)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。但し、校長が教育上必要と認めた場合は始業、終業時刻を変更することがある。

学 科 名	昼夜別	始 業 時 刻	終 業 時 刻
はり師きゅう師学科	昼	13 : 30	16 : 40
	夜	18 : 00	21 : 10

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1名
- (2) 副 校 長 1名
- (3) 専任教員 8名以上
- (4) 兼任教員 10名以上
- (5) 事務職員 6名
- (6) 校 医 1名(兼任)

2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

3 前項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

#### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者(卒業見込を含む)
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) その他専修学校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学試験)

第15条 本校の入学試験は、総合型選抜入試、推薦入試及び一般入試に区分する。

2 入学試験の実施要領は、別に定める。

(入学手続・許可)

- 第16条 本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第28条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
  - 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から14日以内に第28条に定める入学金、授業料その他の納付金を添え手続きをとらなければならない。

(編入学、転入学又は再入学)

- 第17条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年12月20日法律第217号）第2条第1項の規定に基づく学校又は養成施設相互の転学については、相当の学年間において認める。
- 2 転学を希望する者は、その事由を記した転学願を提出し校長の許可を受けなければならない。
  - 3 校長は、前項の転学願が適当と認めたときは、その事由を記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。
  - 4 本校に転学を希望する者に対して、校長は、教育上支障のない場合に転学を許可することができる。
  - 5 校長は、前項の転学を許可したときは、その旨を転学前の学校の校長又は養成施設の施設長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。
  - 6 上記各項の転学以外の編入学、転入学又は再入学は原則として認めない。
  - 7 転学規程は、別に定める。

(転部)

- 第18条 正当な理由と判断される場合に転部を許可することがある。
- 2 転部の時期は年度の始めとし、申請は当該年度の前年度の2月末日までとする。なお、再転部はできない。
  - 3 細部については、別に定める。

(履修科目免除申請)

- 第19条 大学、短期大学及び厚生労働大臣指定の医療系専門学校等で、本校の履修科目に相当する科目を既に履修し、かつ所定の単位を取得している場合に、履修科目免除の申請ができ、その基準を満たした場合に認定する。
- 2 履修免除対象科目は、基礎科目及び専門科目に区分する。
  - 3 履修科目免除を希望する者は、入学試験合格後に必要書類を添えて所定の期日までに申請する。
  - 4 申請時には、履修科目免除申請書、成績証明書または単位取得証明書及びシラバスを提出する。
  - 5 細部については、別に定める。

(休学・復学)

- 第20条 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって1ヶ月を超えて欠席する場合は、その事由を記した書類及び診断書等の必要書類を添えて、校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を経て復学することができる。復学の時期は学期の始めとする。

(退 学)

第21条 退学しようとする者は、その事由を記した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(授業科目の成績の評価)

第22条 授業科目の成績評価は、当該科目の担当講師が行う。この際複数の講師によって行われる科目は、あらかじめ定められた責任者が、全担当講師と協議して行う。

2 単位の授与は、各学期末に行う試験及び実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

3 成績評価は、別に定めるところにより定期試験を行い教育目標の達成度を評定するとともに、学習態度及び修学状況を加味して総合的に行うものとする。

4 定期試験の受験資格は、修了すべき学科目の総授業時間の7割以上出席した者とする。

5 成績評価は、80点以上をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をCとし、60点未満を不合格とする。

6 やむを得ない理由（公欠）により定期試験を受験出来なかった者に対しては、追試験を行うことがある。また、公欠以外の理由で試験を受けなかった者及び定期試験の不合格者に対して、再試験を受験することができる。

7 復学又は留年した者は、既に合格している基礎科目について再履修の免除を校長に申請することができる。校長は、教員会議の議を経て上記の再履修を免除することができる。

(進級及び卒業の認定)

第23条 各学年所定の授業科目の全てに合格した者に対しては、進級・卒業各認定会議の議を経て校長が進級又は卒業を認定するものとする。

2 進級及び卒業の認定の細部については、別に定める。

3 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第24条 本校のはり師・きゅう師学科の修了者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

(表 彰)

第25条 成績優秀にして、かつ他の模範となる者は、表彰することができる。

細部については、別に定める。

(懲 戒)

第26条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

- (2) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
  - (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生が、次の各号の一に該当するときは、除籍とする。
- (1) 学則第5条に定める在学期間を超えた者
  - (2) 無断で長期間、授業料等を督促してもなお納入しない者
  - (3) 長期間にわたり所在不明の者

(附帯教育)

第27条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

養成コース	定員	修業年限	授業時間数	始業時刻	終業時刻	授業料
スポーツトレーナー	28人	1年	120時間	10:20	12:30	30万円
アロマセラピスト	28人	8ヶ月	100時間	10:20	12:30	30万円
フェイシャル エステティシャン	8人	8ヶ月	60時間	10:20	12:30	20万円

- 2 各養成コースの教育課程及び授業時数は次のとおりとする。
- スポーツトレーナー養成コース 別紙第2
  - アロマセラピスト養成コース 別紙第3
  - フェイシャルエステティシャン養成コース 別紙第4

## 第6章 入学金、授業料等

(納付金)

第28条 本校の1年次の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

- (1) 入学金 40万円
  - (2) 授業料 90万円
  - (3) 実習費 15万円
  - (4) 施設充実費 15万円
- 2 2年次、3年次の納付金は、1年次納付金から入学金を除いた額とする。
- 3 入学検定料は、3万円とする。

(納付金の納入)

第29条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 休学期間中の納付金については、在籍料を納付することとする。  
なお、在籍料を含め納付金の詳細は別に定める。
- 3 第28条に定める納付金以外の納付金は徴収しない。

(滞納)

第30条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがないときは除籍することがある。

(納付金の返還)

第31条 既に納入した納付金は、入学金を除き原則として返還しない。

2 第1項の規定にかかわらず第16条の入学手続きを完了した者で、3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、入学金を除き納付済みの授業料その他の納付金は原則としてこれを返還する。

(特別奨学生制度)

第32条 新入生のうち、特に学力、人物ともに秀でた者については、別に定めるところにより特別奨学金制度を利用することができる。

(健康診断)

第33条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

## 第7章 雑 則

(施行細則)

第34条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。(設置認可)
- 2 第12条第1項第3号に「専任教員 7名以上」とあるのは、平成20年度においては、「専任教員 6名以上」とする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。(カリキュラムの変更)

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。(教職員組織の変更、カリキュラムの変更)

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第8条に定める別紙「教育課程及び授業時数」については、付則第1項の規定にかかわらず、平成22年度以前入学生については従前のおりとする。
- 3 第20条第3項に定める定期試験の受験資格については、付則第1項の規定にかかわらず、平成22年度以前入学生については修了すべき学科目の総授業時間の8割以上出席した者とする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。(専任教員数の変更、休学・復学及び休学期間中の納付金条項の追加)

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。（附帯教育の設置等）

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。（カリキュラムの変更及び附帯教育の設置等）

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。（カリキュラムの変更）
- 2 第8条に定める別紙「教育課程及び授業時数」については、附則第1項の規定にかかわらず、平成29年度以前入学生については従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。（条文の一部変更・追加及びカリキュラムの変更）
- 2 第8条に定める別紙「教育課程及び授業時数」については、附則第1項の規定にかかわらず、令和5年度以前入学生については従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。（放送大学での履修条文の削除）

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。（学校教育法改正に伴う学則変更）